

# 射水市の子ども条例案

**子どもの権利**

18歳未満の子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」のこと。1989年に国連総会で採抲された「子どもの権利条約」で規定され、日本は94年に批准した。本来、すべての子どもが大切に育てられ、安心して生活し教育を受けたり、自由に意見を表したりできることを確認している。

射水市は四日開会した定例市議会に、全国でも先駆けとなる「子ども条例案」を提案した。人権と同じ、子どもが持つ当然の権利を守るために、市や親、地域社会などの責務を規定する内容。県内で制定する市町村は、合併前の旧小杉町と魚

子どもの権利が世界的に注目される背景には、いじめや虐待などの被害增加の現実がある。

こうした問題に詳しい、射水市子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」の宮川正文センター長は、「自分が殴られた時は、魚津市や東京都豊島区、岐阜県多治見市、石川県白山市など十二市区町が同様の条例を制定している」と人の権利まで考える余裕がない子がいる」と指摘。その上で、子どもの権利について「自分も相手も大切にされるべき存在と理解することが、子どもが健やかに育つための第一歩。地域の実情を踏まえ

# 権利保障の内容後退

条例を作ることは効果的」と制定は有効とみる。

旧小杉町は二〇〇三年四月、「小杉町子どもの権利に関する条例」を全

国で三番目に制定、施行した。現在は、魚津市や

東京都豊島区、岐阜県多

治見市、石川県白山市など十二市区町が同様の条例を制定している。

射水市では、合併協議の段階から旧小杉町の条例の趣旨を尊重し、市としての新条例を定めることが決まっていた。制定に向かって、市は昨年六月から検討作業を始めた。小中学生らの意識調査

もし、まとまった条例案は全十二条。子どもの権利が侵害される恐れがある時、市は救済に努めるなどの責務や施策推進方法などを定めているが、宮川さんは「旧小杉町の条例内容を削っているだけ。他市の条例と比べてレベルの高い条例とは言葉を抵拒する。

例えば、子どもの意見表明権を規定した条項

成長に応じて、その意見の妥当性の程度にふさわ

しい配慮がなされ」にあ

る「妥当性」の一文を宮川さんは問題視。国連の条約で定められた「子どもの意見表明権を制限しかねない」と察する。

市議会での条例案の本

格審議を前に「制定する中、担当の市子ども課

を」との市民の指摘があ

り、自立心と協調心を磨く、未来の社会を創造する人間へと成長していく。

射水市の条例案		旧小杉町の条例	岐阜県多治見市の条例
前文	なし	子どものは、家庭や社会の愛情に包まれ、権利が保障されることにより、豊かな人格を形成できる。又、子どももは権利の行使を通じて、自己実現を図るとともに、誰もが等しく権利を持っていることを理解し、そのことを尊重する責任があることを自覚する。そして、自立心と協調心を磨く、未来の社会を創造する人間へと成長していく。	子どものはそれぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。
子どもの意見表明権	子どもの意見は子どもの年齢や成長に応じて、その意見の妥当性の程度にふさわしい配慮がなされなければならない	子どものは自分に影響を及ぼすことから、意見を述べる権利を有する。子どもの意見は年齢や成長に応じて、それにふさわしい配慮がなされなければならない。	市、親など保護者などは、子どもが家庭や地域などにおいて、意見を表明し参加できるよう支援する
市の責務	①市は子どもの幸せと健やかな成長を図るために施策の推進に努める ②市は子どもの権利に関する市民の理解を深めるため、啓発に努める	①町は子どもの権利が保障されるよう、あらゆる施策を通じてその保障に努める ②町、親等、家庭、施設関係者、地域社会は、相互に連携し協力する	①市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努める ②市は親など保護者が、安心して子育てができる、その責任が果たせるよう支援する ③市は虐待を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、虐待の予防のために関係機関や関係者と連携を図る

※原文より抜粋

射水市は四日開会した定例市議会に、全国でも先駆けとなる「子ども条例案」を提案した。人権と同じ、子どもが持つ当然の権利を守るために、市や親、地域社会などの責務を規定する内容。県内で制定する市町村は、合併前の旧小杉町と魚

津市だけだ。ただ射水市の条例案に対し、一部市民や専門家らからは「（先行自治体の条例に比べて）権利保障のレベルが低い」とその効力を疑問視、不安視する声が相次いでいる。

（出口有紀）